

平成29年
第26回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年8月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第26回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
------	------	----	-----	------

報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	岩屋川内藤山 基盤整備	H29.08.02	了 承
	2	久間黒木 田を畑に転換	H29.08.02	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田熊野 外2筆 賃借権	H29.08.02	了 承
	2	久間志田原 賃借権	H29.08.02	了 承
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1	五町田谷 賃借権	H29.08.02	承 認
	嬉1～5	岩屋川内祭代 外7筆 賃借権・使用貸借権	H29.08.02	承 認
		(農地中間管理機構)		
	塩1・2	久間松箆 外1筆	H30.08.02	承 認
		所有権移転		
	1	岩屋川内田ノ原 あっせん	H30.08.02	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	久間志田原 売買	H29.08.02	許 可
議案第4号		農地法第5条申請の承認について		
	1	吉田祇園 資材置場	H30.08.02	承 認
	2	下宿三本杉 外4筆 土地区画整理事業の施工	H30.08.02	承 認
	3	下野長波須八 外3筆 太陽光発電設備	H30.08.02	承 認
	4	五町田辺田 駐車場	H30.08.02	承 認

平成29年 第26回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年8月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 平成29年8月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
及び宣告 閉会 平成29年8月2日 午後3時16分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による
- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員24名 欠席委員1名
(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
----	----	----	----	----	----	----	----

会長	西田昭義	出	議長	1 3	田島昭英	出	
1	松元正行	出		1 4	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		1 5	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出	事前審査班長 議事録署名	1 6	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出	議事録署名	1 7	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		1 8	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出		1 9	池田藤巳	出	
7	小森隆昭	出		2 0	井手寛紀	出	
8	渕野厚由	出		2 1	前田安一	出	
9	川内利光	出		2 2	山崎 正	出	
1 0	松尾 直	出		2 3	山口智佐代	出	
1 1	江口幸一郎	出		2 4	武藤 正	出	憲章朗読
1 2	池田博幸	欠					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主事	永田 良子	農林課副課長	小原 和子

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地等形状変更届出について

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要

局 長 皆様、こんにちは。定刻になりました。

本日は、池田博幸委員が欠席であります。出席委員は、24名です。定足数に

達しておりますので、西田会長の御挨拶の後、嬉野市農業委員会総会会議規則第9条の規定により、議長の開会宣告をお願いいたします。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号24番武藤 正委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の朗読)・・・全員で唱和

議 長 それでは、ただ今から、平成29年第26回嬉野市農業委員会総会を開会いたします。本日、議題としますのは報告2件、議案は4件で、審議事項は18件です。本日の議事録署名委員につきまして、議席番号3番川原安幸委員と4番稲富茂委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、議案書1ページ、報告第1号、農地等形状変更届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内藤山乙〇〇〇番〇、外2筆、地目は3筆とも畑、面積は合計で、2,468㎡です。理由といたしましては、段差があるため、乗用摘採機を導入できる基盤整備を行いたいということであり、周辺への影響はないものと思われ、問題ないと考えます。図面は2ページと3ページを御覧ください、写真は1番です。以上です。

議 長 この件は、7月31日に、1班で事前審査を行っております。班長の川原委員、報告をお願いします。

班 長 埋め立てをするという事です。下の方の2mぐらいやったかな。それぐらい上げるということで、その泥はですね、建設業者さんに、2,000㎡か、何か、確保しておるということで、来年の3月ごろまでは、埋め立てできるだろうということ、**** (録音不良 00:10:55) に努めてもらっております。ということで、皆さんの御審議をよろしくお願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はございませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 よかですね。無いようですので、この案件は、報告事案ですので、了承いただける委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、全員了承です。

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。届出人は、牛間田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間黒木甲〇〇〇番〇、地目は田、面積は、295㎡です。理由といたしましては、減反により、長年畑として使用してきたので、水の確保ができない状況となっているため、田を畑に転換したいということであり、周辺への影響はないもの

と思われ、問題ないと考えます。図面は4ページと5ページを御覧ください。写真は、2番です。以上です。

議 長 この件も7月31日に、事前審査を行っております。川原班長、報告をお願いします。

班 長 これはですね。道下に3畝ばかりありますけれども、相当、減反が始まってからですね。田植え等は、出けておりません。水路も悪いようですね。この際ということで、畑にしたいちゅうことでありますので、別に異論ないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですね。この案件は、報告事案ですので、了承いただける委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、全員了承です。

それでは次に、議案第1号、農地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページです。整理番号1番です。貸付人は、熊野の〇〇〇〇様、借受人は、同じく熊野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田熊野乙〇番、外2筆地目は3筆とも田、面積は合計で2,102㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米であります。期間は平成26年3月10日から平成31年3月9日までで、小作料は、反当り126kg、年米60kgです。解約理由は、借り手の体調不良のためということです。農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知を受けておりますので、問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見ございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。貸付人は、南志田の〇〇〇〇様、借受人は、西山の〇〇〇〇様です。所在地は大字久間志田原甲〇〇〇番、地目は田、面積は732㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米であります。期間は平成25年6月1日から平成30年5月31日までで、小作料は、反当り41kg、年米30kgです。解約理由は、所有権移転のためということです。農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知を受けておりますので、問題ないと考え

えます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見ございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 よかですね。無いようですので、採決に入ります。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。先ず、利用権設定塩田町の分整理番号1番について、農林課から、説明を求めます。

農林課 別添の表、1枚目を御覧ください。塩田町の分整理番号1番でございます。

ここで、議案書の集落名が美野谷となっておりますが、谷でございます。申し訳ございません。訂正いたします。

それでは、貸し手人は、谷の池田惣一様、借り手人は、同じく谷の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田谷乙〇〇〇番、面積は3,106㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は5年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

議長 続きまして、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表2枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番から5番までについてでございます。貸し手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、外3名、借り手人は、同じく上岩屋の〇〇〇〇様、外3名でございます。所在地は、大字岩屋川内祭代乙〇〇〇番、外7筆、面積は合計5,770㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、質疑を

行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして、利用権設定農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番について、農林課の説明をお願いします。

農林課

別添の表、3枚目です。整理番号1番、2番でございます。貸し手人は、北下久間の〇〇〇〇様、外1名、借り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様でございます。所在地は、大字久間松籠甲〇〇〇番、外6筆、面積は合計6,062㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は5年から10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議長

それでは、利用権設定農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。利用権設定農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番、2番は、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

はい、異議なしと認めます。利用権設定農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番と2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、所有権の移転整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表、4枚目を御覧ください。整理番号1番でございます。売り手人は、温泉1区の〇〇〇〇様、買い手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様でございます。所在地は、大字岩屋川内田ノ頭甲〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,073㎡、所有権移転の種類は、あっせんでありまして、利用目的は米、対価としましては、反当り500,000円、全体で537,000円です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議長

それでは、所有権の移転整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。水川委員。

2番

参考までに、お尋ねします。田については、圃場整備してあるのか、ないのか。してないです。

事務局

議長

他にございませんか。白川委員。

5番

岩屋川内の方ですから、下岩屋だと思いましたが、下岩屋のどん辺りになるんで

すか。

事務局 下岩屋保育園の所からですね、上の方に30m程、行った所です。

議長 よかですか。他には。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。所有権の移転整理番号1番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。所有権の移転整理番号1番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可について、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページです。整理番号1番です。売買による所有権の移転でございます。譲渡人は、南志田の〇〇〇〇様、外3名、譲受人は、西山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間志田原甲〇〇〇番、地目は田、面積は732㎡でございます。譲受理由が、農業廃止。譲渡理由は、相手方の要望に応じるものとのことであります。売買価格は、反当り683,000円で、全体で500,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。川原委員。

3番 この件は、私の集落の件でありましてですね。中島くんが、承諾ができたけんということで、家に見えました。それで印鑑を打ってですね。この田は、〇〇〇〇さん外3名となつとんばってん、この田は、4人前のわのうかな。4枚あるとじゃなかとかなあ、1人前と思うとばってんなあ。

事務局 申請地の田んぼの相続権を持った人が、〇〇さんのほかに3人いらっしゃいます。田んぼは、1枚です。

1番 相続人が決まっとらんで、登記できっとかな。

事務局 登記は、できます。あっせん事業としては、代表人を決めてもらわんばとですけど。通常の売買の時は、全員の承諾ができてれば、登記はできます。

議長 他にございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページです。整理番号1番です。譲渡人は、西吉田の〇〇〇〇様、譲受人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田祇園丁〇〇〇番、

地目は田、面積は1,027㎡です。用途

目的は、資材置場。事由は、申請地は、休耕地であり、現在利用している資材置場では不足しているため転用したいということでもあります。東は道路、西は道路、南は田、北は山林です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り584,226円、全体で600,000円です。図面につきましては10ページと11ページを御覧ください、写真は3番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件は、7月31日に事前審査を行っております。川原班長、報告をお願いします。

班 長 介護施設ですね。そういう風な場所でした。それで、あの荒地をですね。まあ、そりゃあ、もう景観としてもですね。荒地じゃけんがしょうがないじゃろうということで、承認して参りましたので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。富永委員。

6 番 介護施設っていうたら。

1 番 吉田の方に下るとき、右側にあるでしょ。

議 長 花まるっていう。近頃でけた、新しい施設です。他にございませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可相当と県に副申することに決定しました。

では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番でございます。貸付人は、下宿の〇〇〇〇様、外3名、なお、その外3名のうち、〇〇〇〇様については、認識不足により、既に稼業の資材置場に転用していたということで、始末書が提出されております。借受人は、嬉野市長です。所在地は、大字下宿三本杉甲〇〇〇番〇、外4筆、地目は5筆とも田、面積は合計で228.61㎡です。用途目的は、土地区画整理事業の施工。事由は、隣接する嬉野温泉市街地との機能分担・連携を図りながら、高次都市機能拠点の集積核の形成と、広域連携拠点とするため転用したいということでもあります。東は道路・宅地、西・南・北の三方とも道路・畑です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。転用目的は問題ないと考えます。利用権区分は、使用貸借権です。図面につきましては12ページと13ページを御覧ください、写真は4番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましては、7月31日に、地区担当植松委員が事務局といっしょ

に現地調査を行っておりますので、植松委員、報告をお願いいたします。

16番 先月の31日に現地調査がっております。市役所の建設課、新幹線課の職員さんたちと現地調査を行っております。区画整理事業のためにということで、問題ないと思います。御審議、よろしく申し上げます。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当と県に副申することに決定いたしました。

では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番でございます。貸付人は、式浪の〇〇〇〇様、外3名、借受人は、武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野長波須ハ丙1249番、外3筆、地目は4筆とも畑 面積は合計で1,104㎡です。用途目的は、太陽光発電設備 事由は、申請地は現在休耕地であり後継者不足、労働力不足等により、今後の農地の状態を維持・管理することが大変困難であるため転用したいということであります。東・西・南・北とも道路・畑です。農地区分については第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、反当り50,724円で、年全体で56,000円です。図面につきましては14ページと15ページを御覧ください、写真は5番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 この件につきましても、事前審査を行っております。川原班長、報告をお願いいたします。

班長 現地は、お茶畑ですね。もうやりっ放しです。周囲もずっと太陽光が設置されておりました。どうしようもないかなということで、よろしく申し上げます。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当と県に副申することと決定いたしました。

では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番でございます。譲渡人は、熊野の〇〇〇〇様、譲受人は、鍋野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田辺田乙〇〇〇番、地目は畑、面積は

457㎡です。用途目的は、駐車場。事由は、現在、社員や来客用の駐車場が足りず、毎日工事車両との入れ替えをしているため転用をしたいということであり、東は山林・畑、西は雑種地・畑、南は畑、北は宅地・道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り

87,527円、全体で40,000円です。図面につきましては16ページと17ページを御覧ください、写真は6番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長

この件につきましても、事前審査を行っております。川原班長、報告をお願いします。

班 長

塩田の西野設備さんです。その作業場の横しを、駐車場にしたいということがあります。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思えます。委員の皆さん、何かありませんか。前田委員。

21番

塩田コミュニティーで、そばを作っていますが、塩吹付近の耕作放棄地解消のために、何かできないかということで、そばを作っていますので、農業委員の皆さんにも、一口乗ってもらえませんかという、御提案です。

3番

塩田コミュニティーでやっとなるわけやろもん。そいは、そいで、よかろうもん。

議 長

コミュニティーで、そばば作っよっけんが、もしよければ、その会員になってくれという提案ですね。

21番

はい。よろしくお願いします。

議 長

他にありませんか。事務局。

事務局

改正農業委員会法に基づく、新制度導入に向けての工程第1として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数、報酬について及び農地最適化推進委員の地区割りについて、協議いただきたく、事務局素案を提案いたします。

議 長

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

- ・農業委員10人、農地利用最適化推進委員20人の定数と農地利用最適化推進委員の担当地区割案を提示、説明

新制度は、現行とどう違うのか、複数の委員から質問

- ・新制度の概要を確認のため説明

新制度は、選挙ではないのか。公募で集めるとは、どのようにするのか。

最適化推進委員とは、何か等の基本・基礎事項について多数の質問

- ・新制度の詳細（法改正から2年、施行されて1年4月経過、平成30年7月20日には、嬉野市農業委員会も新制度に移行しなければならないことを含め、）説明

各委員から、制度内容、その運用に関する疑義等の質問

委員 農業委員の数ば減らすとか、最適化推進委員のでくっとかの話ならば、もっと分かりやすう資料を作って、きちんと説明せんば。

事務局 法が改正されてから2年の期間がありましたので、県主催の研修会で理解を深められ、委員会総会での協議を重ねられて、嬉野市農業委員会としての方針については、既に固まっているものとの前提で、最適化推進委員の地区割の地図を資料として提示させていただきました。委員皆さんの御意見を踏まえて、新たに資料を取りまとめて、次回、改めて協議していただきたいと思います。

現況から、今後の作業段階においては、臨時総会の開催、検討委員会の設置等が必要になるものと思います。

事務局体制・人員の度重なる変更で、不手際もあったかとも思いますが、農業委員会が新制度に移行するものであります。新体制に向けての協議等、よろしくをお願いします。

議長 他に、何かございませんか。

委員 [「なし」と呼ぶものあり]

議長 新制度移行に向けての協議を、次回改めて行いたいと思いますので、委員の皆さん、よろしくをお願いします。

それでは、会議を閉じます。

平成29年 第26回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時16分 閉会)